

県南広域振興局長告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年2月9日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 胆沢郡金ヶ崎町西根森山17番27、17番28の一部、17番53及び17番56の一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社